

事務連絡
平成26年1月6日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課

「アイソボリン点滴静注用25mg及び同100mg、コンサータ錠18mg及び同27mg、メロペン点滴用バイアル0.25g及び同0.5g、レボホリナート点滴静注用25mg「ヤクルト」及び同100mg「ヤクルト」並びにイナビル吸入粉末剤20mgの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（平成25年12月20日付け保医発1220第3号）の差し替えについて（依頼）

先日通知した平成25年12月20日付け保医発1220第3号医療課長通知については、下記のとおり誤りがあったので、差し替えをお願いいたします。

- 4 レボホリナート点滴静注用25mg「ヤクルト」及び同100mg「ヤクルト」に係る留意事項について
「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成19年7月6日付け保医発第0706001号）の記2の(7)の②を次のように改める。

誤
② 本製剤は、胃癌（手術不能又は再発）及び結腸・直腸癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル療法を行う場合並びに結腸・直腸癌及び治療切除不能な膵癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法を行う場合に限り使用されるものであること。但し、レボホリナート点滴静注用25mg「ヤクルト」及び同100mg「ヤクルト」については、治療切除不能な膵癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法を行う場合にも使用されるものであること。

正
② 本製剤は、胃癌（手術不能又は再発）及び結腸・直腸癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル療法を行う場合並びに結腸・直腸癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法を行う場合に限り使用されるものであること。但し、レボホリナート点滴静注用25mg「ヤクルト」及び同100mg「ヤクルト」については、治療切除不能な膵癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法を行う場合にも使用されるものであること。